

5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

5.1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。
- 平成22年度は、9の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計13件行い、改善を求めました。

表4:事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成22年度)

事業者	行政指導の概要	文書発出日
水島臨海鉄道	鉄道輸送の安全確保について(警告)(港東線東水島駅構内における脱線事故)	H22.6.21
JR西日本	安全管理体制の確立について(車掌による不適切な行為に対する指導)	H22.7.21
JR西日本	鉄道の安全・安定輸送の確保について(山陽新幹線新神戸駅・西明石駅間における保守用車の衝突・脱線に伴う輸送障害)	H22.7.22
京王電鉄	鉄道輸送の安全確保について(警告)(井の頭線久我山駅・三鷹台駅間における踏切無しゃ断)	H22.7.30
福岡市	輸送の安全確保について(乗務員の資質管理の徹底に係る指導)	H22.8.20
福岡市	運転士の執務の厳正について(1号線における運転士の不適切な行為に係る指導)	H22.10.8
長崎電気軌道	輸送の安全確保について(大浦支線における保安方式違反)	H22.10.22
JR東日本	東北新幹線等の輸送障害について(警告)(東北新幹線等における長時間の輸送障害)	H23.1.17
JR東日本	鉄道輸送の安全確保について(警告)(飯山線森宮野原駅・足滝 ^{あしたき} 駅間における踏切障害事故)	H23.2.1
東京モノレール	鉄道の安全・安定輸送の確保について(警告)(長時間の輸送障害)	H23.2.4
JR東海	大麻所持等の徹底的な防止について(警告)(運転士による不適切な行為に対する指導)	H23.2.10
JR四国	運転士の執務の厳正について(警告)(徳島線阿波川島駅・学駅間における運転士の不適切な行為に対する指導)	H23.2.22
京王電鉄	鉄道輸送の安全確保について(警告)(飛田 ^{とびたきゅう} 給駅・武蔵野台駅間における踏切無しゃ断)	H23.3.11

5.2 保安監査の実施状況

- 国土交通省は、全国205鉄軌道事業者(平成23年3月末現在)に対して、輸送の安全を確保するための取組、施設・車両の管理・保守、運転取扱い等が適切かどうかについて、保安監査¹⁹を行っています。
- 平成22年度は、計画的保安監査を55の鉄軌道事業者に対して計65回実施し、その結果に基づいて35の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計37件行い、改善を求めました。
- また、計画的な保安監査ほか、重大な事象が発生した場合等、特に必要がある場合に、特別保安監査を実施しています。平成22年度は2事業者に対して実施し、その結果に基づいて次表に掲げる文書による行政指導を行い、改善を求めました。

表5:特別保安監査結果に基づく行政指導の実施状況(平成22年度)

事業者	概要	文書発出日
ひたちなか 海浜鉄道	(1) 運転士全員が速度超過で列車を運転していたことについて、背後要因を明らかにした上で、必要な措置を講ずること。 (2) 管理者や運転士等に対する規程の遵守等の教育について、具体的な計画を立て、実施すること。	H23. 4. 5
長崎電気 軌道	(1) 軌道運転規則の実施細則(運転取扱心得)に定めている乗務員交代時の引継ぎを確実に行うこと。 (2) 教育担当者の業務状況などを検証したうえで、係員の教育及び訓練を適切に行うこと。 (3) 非常制動操作はブレーキハンドルで行い、デッドマン装置の機能によらないよう再徹底すること。 (4) 緊急時の連絡体制について、適切なものとなるよう運転取扱心得等を見直すなど必要な措置を講じた上で、乗務員を指導すること。 (5) 旅客のいない停留場における一旦停止については、貴社が道路障害事故の恒久的な再発防止対策としているものであり、これが確実に実施され続けるよう、運転取扱心得等に規定するなどすること。	H23. 5.30

¹⁹ 保安監査は、鉄道事業法第56条の規定等に基づく立入検査です。

5.3 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄軌道事業者に対して事業の改善を命じています。
- 平成22年度に発出した輸送の安全等に関する事業改善の命令はありません。

5.4 事故等の再発防止のための行政指導

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成22年度は文書による行政指導を2件行いました。

表6:事故等の再発防止のための行政指導の実施状況(平成22年度)

指導の概要	発出日
幼児の踏切事故等の防止について	H22.10.7
年末年始におけるプラットホームでの人身障害事故の防止について	H22.12.20

5.5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるとき、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- 平成22年度に発出された勧告はありません²⁰。

²⁰ 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7.1 踏切保安設備の整備状況」を参考にしてください。

5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」²¹を実施しています。
- 平成22年度は、66の鉄軌道事業者に対して、計66回運輸安全マネジメント評価を行いました。

²¹ 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> を御覧ください。